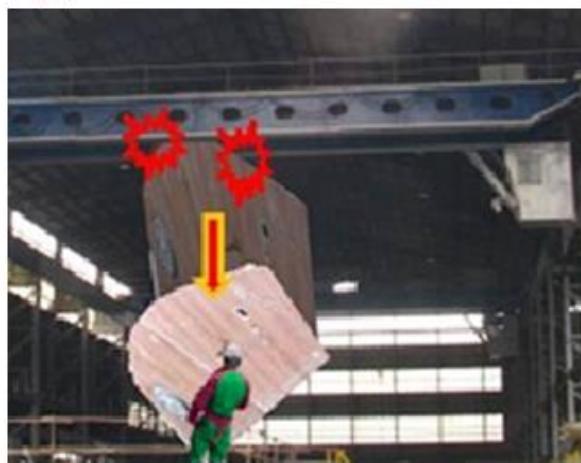


③飛来落下

吊り荷がガーダーに当たり、 チェーンスリングが切れて吊り荷が落下

発生状況



吊り上げたフロア一材が、天井クレーンのガーダーに当たったことに気付かず巻き続けたため、チェーンスリングが切れ、落ちて倒れたフロア一材の下敷きになった

原因

- ✓ 大きな部材(2.5t)を一点吊りにした。吊り荷がガーダーに当たった
- ✓ クレーン操作者(無資格)がよそ見をした
- ✓ クレーンに対する安全管理が不十分だった。無資格者に操作させた



防止対策

- ✓ 原則として大きな部材は二点吊り以上にする
- ✓ 有資格者以外のクレーン操作は厳禁
- ✓ クレーン操作における資格の有無、安全装置等を確認し、玉掛け教育を徹底する



POINT!

吊り荷からは絶対に目を離さない！

	発生月日 2009.04.30
--	--------------------

発生場所	作業名・作業内容	死傷病名	職種	内業鉄工職
組立定盤	ブロック 小組立作業	全身挫傷 頭蓋骨骨折	社／協	協力員
			年 齡	47才
			経験年数	7ヶ月



労働安全衛生法による技能講習修了証明書

修了証明書番号	H18900001100
氏名	安全花子
生年月日	昭和63年01月01日
性別	女性
本籍地	東京都
見本	JISIA
発行日	平成18年12月12日
中央労働災害防止協会	



クレーン作業に
関して、無資格者
による災害が多
発しています！

就業制限

法 六十一条 クレーンの運転その他の業務で、
政令で定めるものについては、労働局長の
当該業務に係る免許を受けた者又は登録
を受けた者が行う当該業務に係る技能
講習を修了した者でなければ、当該業務
に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務に就くこと
ができる者以外の者は、当該業務を行つて
はならない。